

地方独立行政法人神戸市民病院機構第3期中期目標

目次

前文

第1 中期目標の期間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 本市の基幹病院・中核病院としての役割

2 中央市民病院の役割

3 西市民病院の役割

4 西神戸医療センターの役割

5 神戸アイセンター病院の役割

6 共通の役割

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 優れた専門職の確保と人材育成

2 効率的な業務運営体制の構築

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経常収支目標の達成

2 経営基盤の強化

第5 その他業務運営に関する重要事項

附則

地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）第2期中期目標の策定から5年が経過し、この間にも、急速な少子高齢化の進展、在宅医療需要の増加、医療及び介護の総合的な確保、医療技術の高度化など医療を取り巻く状況は引き続き変化している。

こうした動きを踏まえ、市民病院機構は、市民の生命と健康を守るという基本理念に基づき、神戸市立医療センター中央市民病院（以下「中央市民病院」という。）、神戸市立医療センター西市民病院（以下「西市民病院」という。）、神戸市立西神戸医療センター（以下「西神戸医療センター」という。）及び神戸市立神戸アイセンター病院（以下「神戸アイセンター病院」という。）の4病院を運営

することにより、質の高い標準医療をはじめ、本市の医療政策の中で担うこととしている救急医療、小児・周産期医療、高度医療及び専門医療など（以下これらを「政策的医療」という。）を行い、公的役割を果たしてきた。

今後も質の高い標準医療及び政策的医療を提供し、医療、介護、福祉等の様々なサービスが、切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現へ向けて、地域完結型医療を推進するなど、医療計画と地域医療構想を踏まえた医療機能の構築、連携等を進め、質の高い医療を提供していく。

また、中央市民病院は市全域の基幹病院として、西市民病院は市街地西部（兵庫区、長田区及び須磨区）の中核病院として、西神戸医療センターは神戸西地域（須磨区、垂水区及び西区）の中核病院として、神戸アイセンター病院は眼科領域における高度・専門病院として、役割を果たしていく。

経営面では、4病院それぞれが運営の効率化を図り、社会情勢や医療を取り巻く様々な環境の変化に対応しつつ、長期的視点に立った安定的な経営を行う。

これらについて、市民病院機構としてのガバナンス（組織を統治する機能や能力）を発揮することにより、上記の使命を果たすことを求めるため、ここに市長が市民病院機構に示す基本的な方針である第3期中期目標を制定する。

第1 中期目標の期間

平成31年4月1日から5年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 本市の基幹病院・中核病院としての役割

(1) 救急医療・災害医療

救急医療需要に適切に対応するため、地域医療機関と連携し、各病院の役割に応じた救急医療の提供に努めること。阪神・淡路大震災の経験やその後の自然災害等で得た教訓を生かし、災害時に傷病者の受入れ等を迅速かつ適切に行う主要な医療機関として、各病院の役割に応じた災害医療を提供すること。また、神戸市地域防災計画等に基づき、市長の要請に応えるとともに、自主的な判断でも医療救護活動を行うこと。

(2) 小児・周産期医療

市民が安心して子どもを産み、育てられるよう、地域医療機関との連携

及び役割分担に基づき、地域の需要に応じ、小児・周産期医療を担うこと。

(3) 5 疾病に対する専門医療の提供

地域医療機関と役割を分担した上で、各病院が有する医療機能に応じて、5 疾病（がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病及び精神疾患）に対応した専門医療を提供すること。

(4) 地域包括ケアシステム推進への貢献

地域医療支援病院として地域医療機関との連携をさらに進めるとともに、介護・福祉施設等との連携を強化し、的確な情報共有を図ることにより、退院後の医療支援や施設入所のための調整を行うなど、高齢者等に対する医療・介護・福祉間の切れ目のないサービスの提供に努めること。

2 中央市民病院の役割

(1) 日本屈指の救命救急センターとして、あらゆる救急疾患から市民の生命を守るため全力を尽くすこと。

(2) メディカルクラスター（神戸医療産業都市に集積する高度専門病院群）との連携により、市民に先進的ながん治療等を提供するとともに、患者の Q O L（Quality of Life, 生活の質）の向上を目指すこと。

(3) 神戸医療産業都市の中核機関として、治験・臨床研究実施体制を構築し、臨床研究中核病院を目指すこと。

(4) 総合周産期母子医療センターとして、県立こども病院等との連携及び役割分担に基づき、高度な小児・周産期医療を安定的に提供すること。

(5) 市内唯一の第一種感染症指定医療機関として、法定の感染症医療に対する中核機能を果たすこと。

3 西市民病院の役割

(1) 地域の患者を24時間受け入れる救急医療を提供すること。

(2) 地域のハイリスク出産に対応できる周産期医療を提供すること。

(3) 入院・手術が必要な患者を中心に、地域需要に対応した小児医療を提供すること。

(4) 地域の高齢化により増加する認知症患者に対する専門医療を提供すること。

(5) 市の施策と連携し、生活習慣病患者の重症化予防に向けて取り組むこと。

4 西神戸医療センターの役割

(1) 地域の医療機関と連携した24時間体制の救急医療を提供すること。

(2) 全日深夜までの小児救急医療をはじめ、地域における小児救急・小児医療の拠点機能を果たすこと。

(3) 地域医療機関での受入れが困難なハイリスク出産への対応など、地域周産期母子医療センター機能を果たすこと。

(4) 地域がん診療連携拠点病院として、幅広いがん患者への支援を行うとともに、集学的治療（様々な治療法を組み合わせた治療）を提供すること。

(5) 市内唯一の結核病棟における結核医療の中核機能を提供すること。

5 神戸アイセンター病院の役割

(1) 世界水準の眼科高度専門病院として、市民をはじめ全ての患者に対し標準医療から最先端の高度な眼科医療まで質の高い医療を提供すること。

(2) 眼科領域に関する臨床研究及び治験を通じて次世代医療を開拓していくこと。

(3) 眼に関するワンストップセンター（研究、治療、リハビリテーション、社会復帰まで一貫して対応する施設）として、視覚障害者支援施設等と連携したロービジョンケア（視覚に障害がある人に対する支援）の提供により患者の日常生活を支援すること。

(4) 眼科領域に関する診療・臨床研究を担う未来の医療人材を育成すること。

6 共通の役割

(1) 安全で質の高い医療を提供する体制の構築

十分な医療安全管理体制を構築するとともに、職員の医療安全意識の醸成に努めること。医師をはじめとした全ての職員が意識してインシデント（医療の全過程のうちいずれかの過程において発生した、患者・医療従事者に被害を及ぼすことはなかったが注意を喚起すべき事例）及びアクシデント（医療の全過程のうちいずれかの過程において発生した、患者・医療従事者に傷害を及ぼした事例）に関する報告を行い、事例の分析と共有を図るなど、医療事故の予防及び再発の防止に取り組むこと。

また、クリニカルパス（入院患者に対する治療の計画を示した日程表）の充実と活用に継続して取り組むことに加え、診療情報データや臨床評価指標の分析を行い、法人全体で共有することにより、医療の質の向上と標準化を図り、患者に最適な医療を提供すること。

(2) 患者の権利を尊重し、信頼と満足が得られる体制の構築

インフォームド・コンセント（患者が自ら受ける医療の内容に納得し、及び自分に合った治療法を選択できるように、患者への分かりやすい説明を行った上で同意を得ること。）を徹底すること。

また、患者のニーズを的確に把握し、療養環境の改善や待ち時間の短縮に取り組むなど、患者及びその家族の立場を踏まえ、患者に対するサービスの向上に努めること。

(3) 市民への情報発信

市民及び患者に対し、市民病院の役割、機能及び経営状況などについてホームページ等により分かりやすく情報提供を行うとともに、健康づくりのための情報発信を積極的に行うことにより、市民及び患者へ開かれた病院になるよう努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 優れた専門職の確保と人材育成

多様な働き方を選択できる労働環境を整備し、職員一人ひとりがより良い将来の展望を持てるよう、働き方の改革に取り組むとともに、優れた専門職の確保と人材育成に努めること。

(1) 職員の能力向上等への取り組み

病院で働く職員の能力の高度化及び専門化を図るため、職員の資格取得等に対する支援や研修制度の充実など人材育成に努めること。特に、病院経営や臨床研究に必要な専門知識を持つ人材の育成にも努めること。

(2) 職員が意欲的に働くことのできる人事給与制度の構築

職員の努力や貢献度が適正に評価され、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）が実現される人事給与制度を構築するなど、職員が意欲的に働くことができ、やりがいのある病院となるよう努めること。

(3) 人材育成等における地域貢献

臨床研修医・専攻医の受入れ及び神戸市看護大学をはじめとした神戸市内の看護学生の受入れに努め、薬剤師や理学療法士等を目指す医療系学生に対する教育研修制度を充実させるなど教育病院としての役割を果たすこと。

また、学生だけでなく地域の医療従事者への研修を行うことをはじめとして、地域全体の医療の質の向上に取り組むこと。

2 効率的な業務運営体制の構築

(1) P D C Aサイクルが機能する仕組みの構築

中期目標及び中期計画を着実に達成するために、各病院の基本理念や使命を全職員が理解した上で、経営状況や問題点を共有し、P D C Aサイクル（計画、実行、評価及び改善の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善すること）を通じて目標管理を確実に行うこと。

その際、関係法令の遵守（コンプライアンス）を徹底し、業務運営の透明化を推進すること。

(2) 市民病院間における情報連携体制の強化

4病院体制における医療情報システムの最適化を目指した取り組みなど、市民病院間の更なる情報連携を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経常収支目標の達成

市民病院としての役割に応じた運営費負担金交付のもとで、4病院それぞれが機動的かつ戦略的な病院経営を行い、年度ごとの経常収支目標を達成することにより、法人全体で中期目標期間を通じて収支を均衡させるよう取り組むこと。

2 経営基盤の強化

(1) 収入の確保及び費用の最適化

新規患者数の確保や適正な在院日数に基づく病床管理に取り組むことに加えて、高度医療機器の効率的な運用や、診療報酬改定等に的確かつ速やかに対応するなど、確実に収入を確保すること。

また、市民病院として市の政策課題に協力する場合には必要な負担を求めるとともに、4病院体制のメリットを生かした費用の削減やコストの管理、各部門での業務内容や委託業務等の見直しによる業務の効率化を通じて費用の最適化を図ること。

(2) 計画的な投資の実施と効果の検証

4病院の役割や社会情勢の変化、市民ニーズ等を踏まえ、状況に応じた的確な投資を検討すること。その際、投資効果を勘案するとともに、投資後の収支の見通しを立てた上で計画的に投資を行うこと。

加えて、実施後はその効果を検証し、業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題の改善に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

西市民病院の建替え整備について、本市が示した新西市民病院整備基本方針を踏まえ、本市と十分に連携を図りながら取り組むこと。

附 則

この中期目標は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この中期目標は、令和3年10月7日から施行する。